

周辺の
みどころ

塩津宿と常夜燈・道標

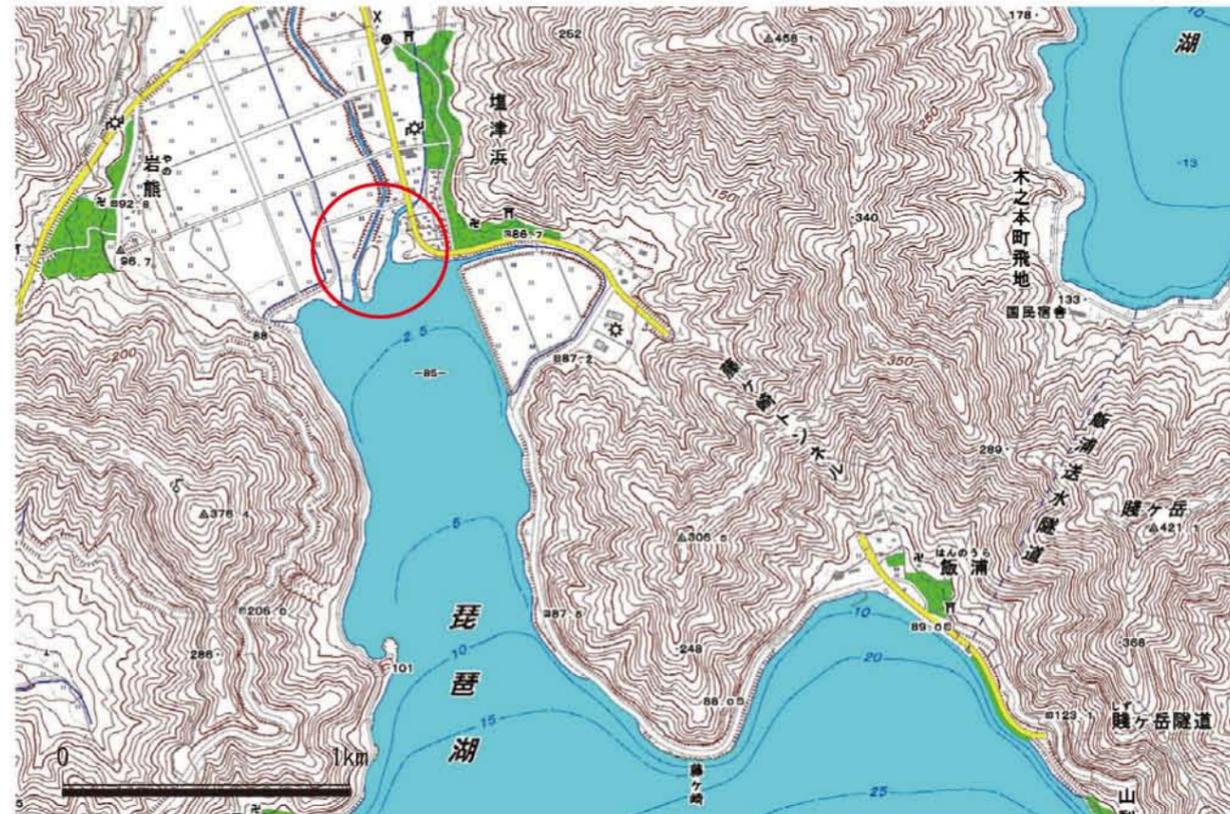
江戸時代に五里半越とも称された塩津街道の終点である塩津宿には、約1kmにわたって続く街道筋に百軒あまりの民家が並んでいる。集落の北入口には天保五年（1834）建立の石造常夜燈が建ち、基壇には「海道繁栄馬持中 世話役 九ヶ村役人中 五穀成就」と、街道交通の要所であったことを偲ぼせる文言が刻まれている。

常夜燈の隣には天保12年（1841）の紀年銘がある石造道標も建てられている。もともとは、もう少し南側に建てられていたものだが、「左いせ たにくミ きのもと すぐ竹生島 大津 諸浦出航」と刻まれ、陸路だけでなく港からの航路も案内する道標である。

かつて栄えた塩津宿は、明治17年（1884）に敦賀―長浜間に鉄道が開通し、昭和13年（1938）に定期連絡船が途絶えると、静かな湖畔の集落へと姿を変えていった。



塩津宿常夜燈



[アクセス]

- JR北陸線塩津駅下車徒歩30分

[もっと詳しく知りたいひとへの案内]
(関連文献/関連施設)

- 滋賀県教育委員会『中近世古道調査報告 9 若狭街道・塩津海道』平成18年
- (財)滋賀県文化財保護協会編『びわこの考湖学 1 琵琶湖をめぐる交通と経済力』平成21年 サンライズ出版

びわ湖北端の港 平安時代の塩津港と水辺の神社

長浜市西浅井町塩津浜



塩津港遺跡と琵琶湖

塩津は海津・大浦とともに湖北三湊の1つと称され、古代以来、北陸地方の物資を湖上交通を使って京都へ運ぶための集積地として、重要な位置を占めていた。

近年の発掘調査によって、平安時代の神社の跡が発見された。地下に埋もれていた神社の跡からは、運送業者たちが神に誓った起請文を書いた長大な木簡や、神社の御神体であったと考えられる神像など、数多くの遺物が見つかった。

琵琶湖の水運を支える代表的港湾であった塩津港の遺跡は、発掘調査によって古代から中世への移行期の港湾施設の実態が明らかとなった。

港を守る祈りの場。琵琶湖の恵みをあらわす水の宝である。





塩津港遺跡全景（左）神社遺構（右上）井泉（右下）

びわ湖北端の港 平安時代の塩津港と水辺の神社

所在地 長浜市西浅井町塩津浜

古代からの重要港

塩津港は、琵琶湖の北部、塩津湾の湾奥に位置する。塩津の地名は、天平宝字八年（764）に藤原仲麻呂（なみののおしかつ 恵美押勝）の乱に関わって『続日本紀』に登場し、万葉集にも「高島の阿渡の水門を漕ぎ過ぎて塩津菅浦今か漕ぐらん」と歌われるなど、奈良時代から知られた港であり、平安時代の郷名としても『和名類聚抄』に浅井13郷の1つとしてみえる。かの紫式部も、長徳2年（996）に父藤原為時が越前国府へ国守として赴任する際に、この地を通ったことが知られている。

古代以来、17世紀に日本海を回漕する西回り航路が開かれるまで、北陸諸国の物資は敦賀に集められ、塩津街道を陸路で塩津港に運ばれたのち、湖上を大津まで運ばれていた。塩津という地名も、北陸から運ばれる塩の中継港であったことに由来するものと考えられる。このように、塩津港は畿内と北陸を結ぶ極めて重要な港であった。

地下から見つかった神社遺構

長浜市西浅井町塩津浜において、滋賀県教育委員会が平成18年度から実施している河川改修にともなう発掘調査によって、地下1.5mの標高約84m付近から平安時代の神社跡が見つかった。

神社遺構は堀で囲まれた約50m四方の施設で、正面には直径50cmの柱を使用した鳥居が据えられ、内部には神殿・拝殿など多くの建物が建ち並んでいたことが確認されている。建物は11世紀後半以降、掘立柱建物から礎石建物・石組建物へと、その基礎構造を変えながらも、同じ場所で規模を同じくして建て続けられていたようであるが、12世紀には廃絶している。なお、方形に囲まれた神社遺構は、南西側にも別の方形区画が存在したことも部分的に確認されている。

なお、遺構は判然としないものの、11世紀後半以前の遺物が出土していることから、遺跡の年代がさかのぼることは確実である。今後の調査成果が期待される。



男神像（左）、女神像（右）



舟形代



華鬘



起請文木札

神社に伴う多彩な出土品

塩津港遺跡からは、多彩な木製品をはじめ大量の遺物が出土しているが、その中で特に注目されるのは、起請文を記した大型の木札（木簡）である。起請文は中世に盛んに用いられ、神仏に誓いを立てて決して背かないことを宣言し、もし背いたら神罰仏罰を受けるというものである。塩津港遺跡では、この起請文を長さ約2mの長細い板に書いた大型の木簡が多数出土している。起請文を記した木簡の出土は全国初で、高い歴史的価値を持つものである。

起請文木簡に確認されている紀年銘は保延3年（1137）のものが最古で、大半が12世紀中頃のものである。天上や地上の多くの神々の名前を列記したあと、「魚を一巻きもなくしません」とか「お米を盗みません」などと誓約し、罰文には「もし誓いを破ったならば八万四千の毛穴ごとに神罰を受けてもかまいません」などと書かれている。

このほか、神殿の北側と東側の堀からは神像が計5体出土している。いずれも高さ15cm弱の小さな木彫りの像で、正装をした貴族の姿の男神像と女神像である。また、神社建築の部材や、ミニチュア模型のように精密な木製舟形代なども出土している。